

## 7.1.2 水の汚れ

### 環境保全措置（その2）

備蓄土壌 8.1.5

水の汚れに係る環境保全措置は表-7.1.2(1)に示すとおりである。

表-7.1.2(1) 水の濁りに係る環境保全措置

実施主体	事業者	監査官	担当課長
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用時における轟川及び海域への負荷を低減するため、浄化槽により排水濃度をBOD濃度で10mg/L、COD濃度で15mg/Lとし、排出負荷の低減を図る。</li> </ul>		
効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用時における空港施設の汚水は浄化槽で処理し、BOD濃度は沖縄県上乗せ排水基準のうち最も厳しい値である日間平均20mg/L以下より低い10mg/L以下の濃度で排出し、COD濃度についても15mg/L以下の濃度で排出することで排出負荷の低減を図る。</li> </ul>		
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質の変化予測の結果、負荷が低減されており、当該措置を講じた後の河川や海域における環境の状況には変化はない。</li> </ul>		
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の機能については、宮古空港等で実績があり、環境保全措置の効果は確実に期待できる。</li> </ul>		
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。</li> </ul>		
代償措置	<p>環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由</p> <p>損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容</p>	<p>一</p> <p>一</p>	
代 償 措 置	<p>実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響を回避するため、空港施設の排水を、現地の自然水系へ直接排放するのではなく、まず最初に雨水貯留槽へ導かれて、そこから雨水を貯め、それをそのまま排水する。この雨水貯留槽は、現地の自然水系へ直接排水するのではなく、まず最初に雨水貯留槽へ導かれて、そこから雨水を貯め、それをそのまま排水する。</p> <p>損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容</p>	<p>出捨が又はさばらむ並量並要施設の運転の案内見込</p> <p>出捨が又はさばらむ並量並要施設の運転の案内見込</p>	
指 標			